建設業労働災害防止協会滋賀県支部

滋賀労働局長登録教習機関〔滋第49号〕 登録有効期間満了日:令和11年3月30日

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ご案内

労働安全衛生法規定により、**建築物の骨組み、又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業**については、都道府県労働局長に登録した機関が行う技能講習を修了した者のなかから作業主任者を選任し、その者に該当作業に従事する作業者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないこととなっています。

当支部におきましては、滋賀労働局長の登録教習機関として、この技能講習を下記要領により実施いたしますので、該当者を受講させて、有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

1. 講習日時

日 程	講習会場
令和7年8月20日(火) 8:45~16:40 令和7年8月21日(水) 8:45~15:35	滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1-18

2. 受講資格又は対象者(下記の何れかに該当する方)

- (1) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業(次号において「建築物の鉄骨の組立て等の作業」という。)に3年以上従事した経験を有する者【経験3年以上の場合は、最終学歴に記入は不要】
- (2) 大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学校を専攻して卒業した者で、 その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
 - ※【証明書(卒業証書又は卒業証明書)写しを申込時に提出下さい。】
 - 注1) 上記の経験には、18才未満の期間は入りません。(年少者労働基準規則)
 - 注2) 上記(1)~(2)の経験についての証明は所属事業主とします。
- ※ この講習を受けることができる者は以上に述べた、いずれかの要件を備えているものでなければなりません。事業主において虚偽の証明したことが後日判明したときは、発行済の修了証は無効となりますので特にご注意下さい。

3. 募集人数 80名

4. 受講料

区 分	会 員	非会員
時 間 数	1 1	時間
受 講 料	12, 155円	(内 消費税 1,105円)
テキスト代	1, 870円(内消費税 170円)	2, 420円(内消費税220円)
計	14,025円 (内消費税 1,275円)	14,575円 (内消費税 1,325円)

5. 申込書類

(1) 申込書

所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔 $3.0 \text{cm} \times 2.5 \text{cm}$ 〕 1 枚($2 \text{th} \times 2.5 \text{cm}$)です。 2.5 cm 1 枚($2 \text{th} \times 2.5 \text{cm}$)です。 2.5 cm 2 を貼付してください。

- (2) 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等、現住所が確認できるもの) 健康保険証は本人確認書類として認められません。
- (3) 卒業証明書等の写し(必要な方のみ)

申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます。

URL: https://yumeken.or.jp/kensaibou/#seminar_list

6. 申込時の注意事項

- (1) <u>受付は申込書原本の到着順となります。</u>申込書の提出は、下記窓口までお持ちいただくか、郵送してください。会員の方は、(一社)滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。
- (2) 受講料は、講習10日前(営業日)までに窓口でお支払いいただくか、下記の口座までお振込み ください。一旦お振込みいただいた受講料は返金できませんので、申込の受付を確認の上、お支 払いください。

振込口座	滋賀銀行本店 普通預金 755278
名 義 建設業労働災害防止協会滋賀県支部	

- (3) 申込受付は、講習開始10日前(営業日) 若しくは定員になり次第締め切ります。
- (4) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用ください。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないでください。訂正する場合は、修正テープ等は使用せず、訂正箇所に二重線を引き、空欄に正しく記入してください。

7. 申込書の提出及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局 〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階 電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

8. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1)原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2)講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。
- (3) 20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (4)公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (5) 二日間の全科目を受講していないと修了筆記試験の受験資格はなくなり、修了証も交付いたしませんのでご注意下さい。
- (6) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

[参考]

■CPDS · CPD 証明

CPDS(全国土木施工管理技士会連合会)・CPD(日本建築士会連合会及び建設業振興基金のみ)受講証明書の発行を希望される方は技能講習申込書上部余白に CPDS 又は CPD (CPD 番号を記載) と記入してください。

※CPD については講習日の2週間前までに申込者がいなければ、プログラム認定の申請を行いません。

■建設労働者確保育成助成金(経費助成・賃金助成)について

詳細につきましては、下記をご参照下さい。

- ・助成金制度の詳細な内容について⇒厚生労働省の HP 〔 https://www.mhlw.go.jp/ 〕
- ・助成金の申し込みについて⇒https://yumeken.or.jp/kensaibou/subsidy/